

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	<p>(必須)</p> <p>インターリージョナル（国際地域間連携）協力機関の設立</p>
規制の概要・根拠法令	<p>(必須)</p> <p>【概要】</p> <p>●日韓を含めたアジアでの FTA などを見据え、北九州市が主導する環黄海 E P A アクションや、国境を接する都市である福岡・釜山を先行的な取り組みとして、地域での経済連携を進める。</p> <p>●更には、日本における各地域と諸外国（例えば、カメルーンと大分県の交流を良い例として、日本の地域と外国の連携を進める）の連携を、より戦略的に進めて行くことには意義があるが、現時点でそのような取り組みを国家戦略として進めて行くために必要な、法律がない。また、組織に関しても、国際交流基金、J N T O、J E T R O、大使館や各地域の在外公館が一体的に取り組みを推進する体制がない。</p> <p>●推進組織として、両国及び自治体の取り組みを推進する組織を日本として設立する。その上で、福岡市と釜山市であれば、日韓両政府や両自治体で構成されるインターリージョナル協力組織を傘下に設立し、規制緩和などに関した両地域間の調整機能を担うほか、両地域で協力する事業の企画や事業の実施、国や自治体から権限委譲を受けた業務等を行う。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>●既存の法令が無いため、新規立法措置を講ずる。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>(必須)</p> <p>●国境を越えた経済圏を目指す福岡-釜山間は、地域間での F T A が現実的なほど、多様な交流が盛んであり、こういった地区を、アジアの活力を取り込む足がかりとしていくためには、全国画一的なビザ緩和などの規制緩和だけでは、不十分である。</p> <p>●国境を越えた経済圏形成には、言語や文化、商慣習の差異による各種バリアの撤去や、交通・通信などのインフラ整備のほか、投資の促進、産業連携の促進が課題となっている。</p> <p>●これらは国を超えた取り組みであり、規制緩和や基盤整備な</p>

	<p>ど国の役割も大きいため、国と地方一体となった取り組みが必要である。</p>
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none">●交流が活発な福岡市、釜山市において、産学官民が一体となって国境を越えた経済圏形成に向けた取り組みが既に行なわれている。●この枠組みをベースにして、韓国政府とも協力し、両国両地域間における規制緩和の検討や必要な法的措置を進める。●福岡・釜山を先導的な核とすることで、日本全体としての経済連携の円滑な滑り出しを図り、将来、成長著しい中国の沿岸部などを取り込んでいく。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	<p>(必須)</p> <p>1. 職業紹介事業に対する規制の見直し</p>
規制の概要・根拠法令	<p>(必須)</p> <p>【概要】</p> <p>・現在の高い失業率は、必ずしも景気要因だけでなく、労働市場におけるミスマッチ要因が大きい。失業した個人が、独力で、広大な労働市場の中で自分にマッチした仕事を見出し、なおかつ就職することは極めて困難であるのが実状である。個人と労働市場を仲介する事業については、求人側（主に企業）から手数料をとる事業は認められているが、求職側（個人）から手数料をとる事業は認められていない。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定法第 32 条、33 条 ・ 職業紹介事業の業務運営要領
規制改革要望・賛成の意見等	<p>(必須)</p> <p>・職業紹介事業を民間に開放し、「(求職者向け)就職支援事業業界」を創造し、民間の自由競争により、個人の就職機会を増大させる就職支援サービスを一般化させることが求められる。</p> <p>・労働市場を活性化するためには、金融市場・株式市場・不動産市場と同様に、仲介者事業の民間開放を認めるべきである。</p> <p>・あらゆる市場変化のスピードが加速していく状況においては、企業寿命や事業寿命は、ますます短命化することが想定されるので、個人の労働寿命の長さ(40年~50年)を前提としたときには、一企業内の雇用の安定だけを求めるのではなく、労働市場全体の中で、個人が、企業間をダイナミックに移動し、移動することによって雇用の安定を促し、キャリアアップできるような労働行政が求められていく。</p>
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・失業率の低下が期待できる。 ・民間の自由競争により、個人に対する就職支援サービスが、単なるマッチング支援だけでなく、個々のマッチング度を高めるための職業能力向上支援サービスに拡大していくことが想定され、労働市場内の労働力移動の円滑化が進み、雇用機会の拡大と同時に、産業界が求める人材育成に寄与し、労働市場全体の生産性向上が期待できる。

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	<p>(必須)</p> <p>正規雇用を前提とした規制から、正規雇用・非正規雇用の共存を前提とした規制への転換(労働行政の構造的転換)</p>
規制の概要・根拠法令	<p>(必須)</p> <p>【概要】</p> <p>・現在の労働法は、正規雇用を前提とした法体系となっており、非正規雇用を十分に包含した法体系になっていない。その最たる事例が、派遣法である。派遣労働を、正規雇用に対する臨時的・一時的雇用として位置づけているがゆえに、期間制限や職種制限等のさまざまな規制を行い、雇用者側にとっても被雇用者側にとっても、雇用の選択肢を狭め、結果的に雇用機会を減少させる結果となっている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・派遣法の条文に、労働者派遣を臨時的・一時的雇用とは明記されていないが、厚生労働省が公開している業務要領や通達内に、「臨時的・一時的な労働力の適正・迅速な需給調整のために行なう労働者派遣」との記載が散見される。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>(必須)</p> <p>・現在、国会にて継続審議されているような規制強化がなされた場合は、さらに雇用機会を減少させ、同時に企業は海外に労働力を求める結果が想定され、結果として国内労働市場の縮小をもたらすことが大いに懸念される。</p> <p>・派遣労働者の権利が蹂躪されているような違法事案対策を、派遣法そのものの運用規制強化で行なっていく方向は、上記のように労働市場を縮小させるリスクが大きい。そうではなく、違法業者に対する罰則規定を強化する規制強化の方が、実効性が高い。</p>
要望具体例、経済効果等	<p>・上記概要に即して、雇用の多様化(正規雇用と非正規雇用の共存)を前提として、派遣法においては、期間制限や職種制限に対する規制を緩和することが、雇用機会と雇用の選択肢を増やすとともに、市場変化に対して弾力的な労働市場の形成につながり、労働市場全体で雇用の安定度を高めることが期待できる。</p>

検討項目 委員提案シート
(様式)

規制改革事項	(必須) ジョブ・カード制度有期実習型訓練の訓練対象者要件の見直し
規制の概要・ 根拠法令	(必須) 【概要】 学卒後すぐに利用できないため、暗にジョブ・カード制度普及の妨げになっていると考える。
	【根拠法令】 職業能力開発促進法等
規制改革要望・賛成の意見等	(必須) ジョブ・カード制度に関して、対象有期実習型訓練について、訓練対象者として「学卒後 6 ヶ月以内の者を除く」となっており、より一層のジョブ・カード制度普及のためにも、この「学卒後 6 ヶ月以内の者を除く」という条件を撤廃・もしくは緩和願いたい。
要望具体例、 経済効果等	新卒者を採用したい中小企業の人材確保支援のためにも願いたい。